

多頭飼育問題に関わる 論点整理



全国動物管理関係事業所協議会
打越綾子氏 基調講演資料抜粋



多頭飼育問題の定義とは？

① 数や密度の問題からスタート

- ・ 一世帯あたりの飼育頭数・動物の大きさ

例) あの家には、小型犬が10頭いる

あの家には、大型犬が10頭いる

- ・ 飼い主一人あたりの飼育頭数

例) 高齢者一人暮らしで、猫が10頭いる

三世帯7人家族で、犬3頭と猫7頭を飼育

- ・ 居住スペース辺りの飼育頭数

例) ワンルームマンションで、猫10頭を飼育

床面積の広い一戸建てで、猫10頭を飼育

多頭飼育問題の定義とは？

②考慮すべき多面的な要素

- ・ 動物の健康状態・世話の状況

例) 犬猫が複数頭いて、ふん尿がそのまま
病気や炎症のある犬猫のケアが不十分

- ・ 動物の増加ペース

= 不妊去勢手術の有無、保護や譲り受けの数

例) 昨年まで2頭だったのが、今は7頭の猫

昨年まで10頭だったが、今は7頭の猫

- ・ 餌をやっている動物の数

(敷地内だが屋内ではない)

例) 自宅庭で猫15～20頭に餌をやっている

崩壊しかねない多頭飼育とは？

- 担当者は、**自分自身の経験と勘で「危険な多頭飼育者」を見抜く**が、明確な基準はない
- 頭数は最も大きな影響を与えるが、頭数のみが問題ではなく、「多頭」に伴って適切な飼養ができていない（+周辺環境へのマイナス影響が出ている）状況を示す。
- 数値基準だけでは定義を決めるのが難しい
どう定義づけるか次第で、対策が異なる
何が問題であると考えるか次第で主体も異なる

多頭飼育は何が問題で誰が解決すべき？

- もちろん**第一義的な責任者は飼い主**ですが...
- **周辺的生活環境の保全**→**公衆衛生行政**
= 公衆衛生部局・住宅部局・自治会・商店街
- **動物福祉・救護**→**動物愛護管理行政**
= 動物愛護センター・動物愛護ボランティア
- **飼い主の生活支援・行動様式の改善**→**福祉行政**
= 保健師・生活保護ケースワーカー・民生委員
- **社会的な脅威・危険性の除去**→**警察行政**
= 保健所の幹部職員・警察

不適切飼養への対応状況（2014年調査）

110自治体のうち対応している自治体数 0 20 40 60 80 100

①動物愛護の普及啓発

107

②職員同士の日常的な情報収集と情報共有

86

③一時保護・シェルター施設の確保

3

④住民やボランティアからの連絡窓口の設置

39

⑤警察との日常的な連絡体制の整備

41

⑥不適切飼養者に対する指導・説得・監視

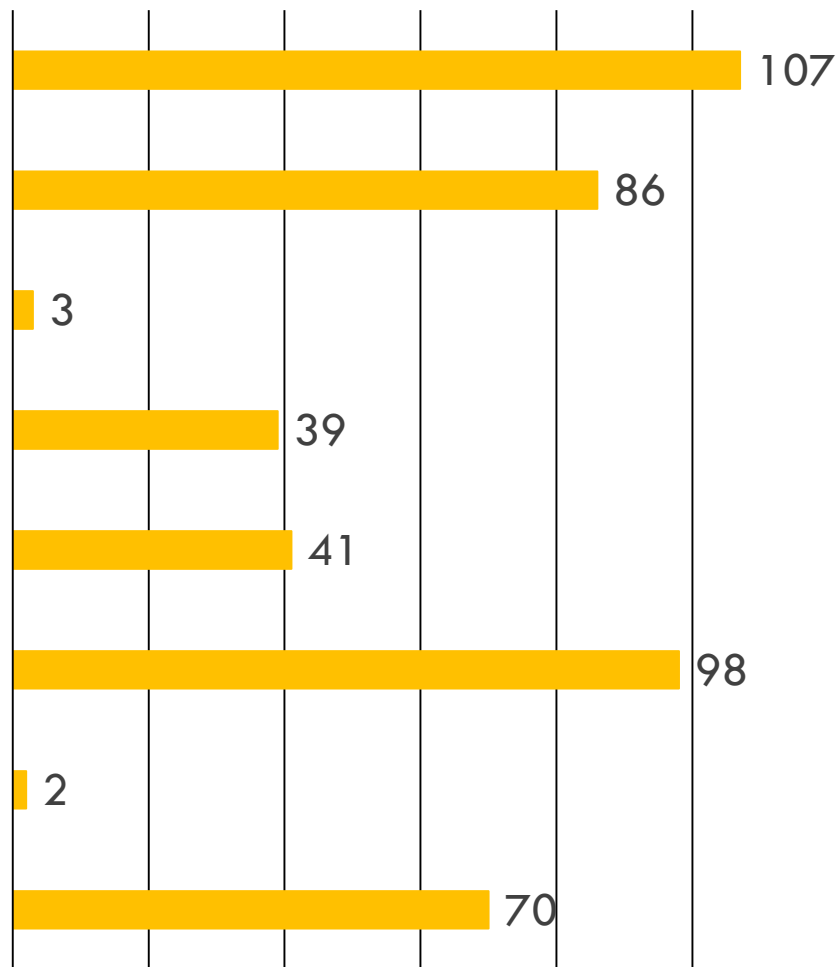
98

⑦不適切飼養者のメンタルケア

2

⑧多頭飼育は今後の特に重要な課題である

70



餌やり等の近隣紛争と多頭飼育の相違

- 特定の紛争当事者が対象なのは同じ。
- しかし危機発生時の動物の数は桁違いの状況になる
- 屋内飼養の定着により、今後さらに増加する可能性
苦情対応や餌やり問題は、多数の事例がある
多頭飼育が本格的に問題になった件数は、
一般的なクレーム対応に比べると少ない
= 自治体職員の経験値はまだ高くない
全国の苦情件数のうちの飼養元頭数（H28年度環境省調査）
9頭以下 = 1241件
10～49頭 = 485件、50頭以上 = 81件
- 事案ごとに知恵を絞り、対応策を「関係者とともに自ら考える」思考力が必要になる

対応の方向性

- 多頭飼育者を「アニマルホーダー」と一括りにしても的確に対応できない。多頭飼育を「一つの塊」で捉えるのではなく、細かく具体的に事案を検討して自分たちで対応策を考える必要がある。
- その際には、公衆衛生・保健・福祉はもちろん、多様な分野との横断的な連携が必要になる。
- こうした体制整備は、多頭飼育対策に限らない、動物愛護管理行政全般の課題である。
- 動物愛護管理行政は、もともと地域性・多様性のある分野である。国による統一基準やガイドラインだけでなく、自治体同士が横で繋がり、情報共有や相互参照する関係を作っていく必要がある。